

第 60 号

熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例
熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例（平成31年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第5号中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。